

5. 主要新規施策

* 平成18年度予算要求にかかる事前評価を実施

事 項	内 容	予算額 (億円)
暮らし		
あんしん賃貸支援事業の創設*	住宅弱者の入居を受け入れること等の一定の要件に合った民間賃貸住宅等に関する登録制度を整備し、地方公共団体、NPO、仲介業者等と連携して、住宅弱者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の支援を行うあんしん賃貸支援事業を創設する。	1.5
高齢者の住替え支援制度の創設	高齢者の生活に適した住宅への住替え等を促進するため、高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者の住替え支援制度を創設する。	2.4
乗継利便性向上や交通円滑化の実現のための広域的なバス・鉄道共通ICカードの普及促進*	バスと鉄道相互の共通ICカードを広域的に導入し、乗継利便の向上を図り、利用者にとって利便性の高いシームレスな公共交通サービスを提供し、ユニバーサルデザインの実現を図るとともに交通円滑化を図るため、共通ICカードシステムの導入を支援する措置を創設する。	33
福祉輸送普及促進モデル事業の創設*	要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動手段を確保するため、地域の関係者が協力して行う福祉車両の集中的かつ計画的な導入、共同配車センターの設立等の先進的な取組みに対して重点的な支援を行う。	1.2
暮らし・にぎわい再生事業の創設*	国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区で、まちなかの暮らしとにぎわいを取り戻すため、病院や文化施設等の都市機能のまちなかへの立地や空きビルの公共公益施設等への改修・コンバージョンによる再生等を総合的に支援する制度を創設する。	90
まちづくり交付金の拡充*	国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区を含む対象地区内で、市町村の創意工夫をより一層活かした取組みを進めるため、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大する。	2,380
地域による低・未利用地管理促進事業の推進*	社会経済構造の変化により発生する低・未利用地や遊休土地について、NPOや地域住民等の参画による適切かつ持続的な管理・活用を促進するためのガイドラインを作成するとともに、そのような管理等を促進するための安定的な制度のあり方を検討する。	1.2
「安全快適な歩行空間確保の促進」、「民間活力の有効活用」のための補助制度の創設	バリアフリー化の促進のため、道路占用許可基準の上乗せ措置が講じられた道路で実施する事業について、電力事業者等への利子相当額の補助制度の創設を行う。また、民間活力の有効活用により迅速かつ効率的な整備を図るため、開発地周辺道路等において電線共同溝の整備を行う民間事業者に対して支援する制度を創設する。	483 の内数
「日本風景街道」プロジェクトの促進*	地域住民や企業と行政の協働により、地域コミュニティの再生を目指した美しい道路空間の形成を目指す「日本風景街道」プロジェクトを促進するため、「日本風景街道」戦略会議において、モデルルートの指定を行い、NPO等地域の活動主体の実施する活動計画の策定や沿道の修景活動等のボランティア活動などの地域活動を支援する。	0.8

安全

<p>浸水危険性の高い市街地等の緊急整備の推進(総合内水対策緊急事業の創設等)*</p>	<p>河川改修、ポンプ場整備等のハード対策と、ハザードマップの作成等のソフト対策を一体で推進する総合内水対策緊急事業の創設等を行う。</p>	<p>442</p>
<p>浸水危険性の高い市街地等の緊急整備の推進(下水道総合浸水対策緊急事業の創設)*</p>	<p>地下街、浸水頻発地区等において、管きょネットワーク化、防水ゲート整備等を加えた下水道整備のハード対策と、ハザードマップの作成等のソフト対策を一体で推進する下水道総合浸水対策緊急事業を創設する。</p>	<p>483</p>
<p>土地利用・ソフト一体型水害・土砂災害対策の推進(土地利用一体型水防災事業の創設等)*</p>	<p>土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備した場合よりも効率的かつ効果的である場合には、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、浸水防止施設、貯留施設等の整備等を実施する土地利用一体型水防災事業の創設等を行う。</p>	<p>850</p>
<p>土地利用・ソフト一体型水害・土砂災害対策の推進(砂防関係事業の採択基準の改正等)*</p>	<p>砂防えん堤等のハード施設の新規採択にあたっては、原則として当該ハード施設整備によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等のソフト対策が実施済であることを義務付け、あわせて、保全対象に避難場所を含む土砂災害危険箇所について、保全対象が避難場所のみであっても採択できるよう砂防関係事業の採択基準を改正すること等により、警戒避難体制整備と一体となった土砂災害対策を推進する。</p>	<p>260</p>
<p>洪水調節施設等の機能向上を図るための施設改良の推進*</p>	<p>早期に治水安全度を向上させるため、既設の遊水地、調節池等の洪水調節施設等を最大限に有効活用できるようにする施設改良を実施する。</p>	<p>0.3</p>
<p>災害防止等のためのダム利水容量の事前放流に伴う損失補填制度の創設*</p>	<p>災害防止等のためのダム利水容量の事前放流の円滑な推進を図るため、事前放流した利水容量が対象とした洪水で回復せず、利水者に実損が生じた場合、一定の基準に基づき利水者の実損失を補填する制度を創設する。</p>	<p>250 の内数</p>
<p>台風に関する情報の高度化(予報精度・情報内容の改善)</p>	<p>台風詳細情報作成システムを整備し、12時間刻みで行っている進路予報を24時間先まで3時間刻みで行うとともに、台風の強さの指標として最大瞬間風速に関する情報提供を新たに行う。また、2日目を以降の台風予報精度の向上を図るため、欧米の衛星データ等を収集・処理する気象衛星データ国際交換・高度利用装置を整備する。</p>	<p>1.6</p>
<p>中小河川に対する洪水予測の実施、洪水注意報・警報の高度化</p>	<p>中小河川について簡便な水位予測手法を開発・整備するとともに、きめ細かな雨量予測を用いて市町村を特定した高精度の洪水注意報・警報を発表する。</p>	<p>1.4</p>
<p>住宅・建築物、宅地の耐震化の促進(住宅・建築物耐震改修等事業の強化)*</p>	<p>緊急輸送道路沿道の大規模建築物・住宅の倒壊を防止するため、耐震診断・改修に係る助成の拡充を図る。また、住宅・建築物耐震改修等事業について、全国で推進するため、地域要件を撤廃する。</p>	<p>130</p>
<p>住宅・建築物、宅地の耐震化の促進(宅地耐震化推進事業の創設)*</p>	<p>大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査(宅地ハザードマップ作成)を行い住民への情報提供等を行うとともに、滑動崩落防止工事に要する費用について補助する制度を創設する。</p>	<p>3.0</p>
<p>鉄道駅耐震補強事業の創設*</p>	<p>今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急的実施を行う。</p>	<p>3.0</p>

<p>下水道地震対策緊急整備事業の創設 *</p>	<p>処理場や避難路の下にあるもの等重要な下水管きよの耐震化、マンホールトイレシステムの整備等を推進する下水道地震対策緊急整備事業を創設する。</p>	<p>282</p>
<p>建替支援、地震危険度マップの整備の支援強化など密集市街地の緊急整備 *</p>	<p>耐震性・耐火性の顕著に劣る重点密集市街地において、延焼防止効果の高い住宅・建築物の延焼遮断機能を有する部分の整備費等に対する補助を拡充することで、建替等への支援を強化する。また、地震による火災の延焼危険性、避難困難性等を示した地震危険度マップ等の整備を推進するため、支援措置を拡充する。</p>	<p>140</p>
<p>避難地・防災拠点等の整備(地域防災拠点となる都市公園の整備事業の創設等) *</p>	<p>大規模地震や津波発生時に避難地・防災拠点等となる防災公園の整備を推進するため、地域防災拠点(救援活動・物資輸送の拠点)となる都市公園の整備事業の創設等を行う。</p>	<p>501</p>
<p>住宅等の耐震化と連携した土砂災害対策の推進(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の改定)</p>	<p>大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させるため、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を改定する。</p>	<p>7.7</p>
<p>首都直下地震交通対策プランの策定</p>	<p>国土交通省所管の各交通機関の震災対策とその実施箇所をとりまとめるとともに、災害発生時の交通シミュレーション調査等を実施して各交通ネットワークの連携及び災害時の情報提供方法について検討し、首都直下地震交通対策プランを策定する。</p>	<p>0.3</p>
<p>津波・高潮危機管理対策緊急事業の創設 *</p>	<p>津波・高潮から人命を優先的に防護するため、「津波危機管理対策緊急事業(平成17年度創設)」をゼロメートル地帯における高潮対策にも拡充し、水門の自動化・遠隔操作化等、堤防護岸の破堤防止、津波及び高潮のハザードマップ作成支援などのハード整備・ソフト対策を一体的に推進する「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を創設する。</p>	<p>31</p>
<p>河口部における堤防強化等津波対策の推進</p>	<p>河川を遡上する津波による水位の上昇に伴う浸水被害に対する対策を推進するため、津波・高潮対策事業に津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を追加するとともに、津波による被害が想定される指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、耐震対策を必要とする河川についての耐震対策事業等を追加するなど、地震・高潮等対策河川事業を拡充する。</p>	<p>62 の内数</p>
<p>災害時における公共交通情報提供システムの整備等災害対策システム整備プログラムの推進 *</p>	<p>災害発生時に国民への適切な情報提供や行政対応が滞らないよう行政情報ネットワークの複層化を図るシステムを整備するための検討を行う。また、公共交通機関に運行障害が発生した場合に、利用者に対して一元的かつリアルタイムに運行情報を携帯電話等により提供するシステムの整備についての検討を行う。さらに、公共輸送機関の被災状況等を想定した輸送シミュレーションにより必要な公共輸送需要、代替公共輸送機関を推計し、災害発生時に迅速かつ適切な公共輸送計画を地方自治体等が策定・実施できるよう支援するシステムの開発を行う。</p>	<p>0.9</p>
<p>地下鉄等災害情報基盤整備事業の創設 *</p>	<p>大地震発生時等に、地下鉄内に閉じこめられた多くの利用者の混乱等による二次災害を防止するため、地下鉄の電波遮蔽区間においても携帯電話による情報やラジオによる情報が受信可能となるように地上波の再送信設備の整備促進を図るための制度を創設する。</p>	<p>1.0</p>
<p>インド洋・北西太平洋沿岸諸国へ提供する津波に関する情報の高度化 *</p>	<p>インド洋及び北西太平洋沿岸諸国に対し精度の高い津波情報を迅速に提供するため、衛星回線により迅速・確実に取得した海外の地震波形データの利用を可能とするCTBTO(包括的核実験禁止条約機構)データ変換装置を整備する。</p>	<p>0.3</p>

潮位データの一元化による津波監視の強化	潮位データ総合処理装置を整備し、潮位観測を行っている関係機関の潮位データを一元的に把握するとともに、それによってもデータが得られない二つの津波予報区に潮位観測施設を設置することにより、全津波予報区において精度の高い津波情報を提供する。	1.2
地震発生メカニズムを反映した津波予報の高度化	地震波形データを基にした地震発生メカニズムを推定し、より精度の高い確かな津波予報を提供するため、地震発生メカニズム即時推定システム及び津波データベース作成装置を整備する。	0.4
緊急地震速報の実用化に向けた機能強化	地震発生直後、被害をもたらす主要動が到達する前に応急対策を実施し、地震災害の大幅な軽減を図ることを目的とした「緊急地震速報」の迅速かつ確実な提供体制を確立するため、緊急地震速報提供装置を整備し、本運用を実現する。	0.4
鉄道におけるヒューマンエラー事故防止対策調査の実施	平成17年4月のJR西日本の脱線事故を受け、運転士の資質の向上を図るための総合的な方策に関する調査検討を行う。	0.2
ヒューマンエラー事故防止対策等航空安全対策の強化*	航空輸送・管制に関してトラブルが続発した状況を踏まえ、ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対する輸送安全対策を一層強化するとともに、航空管制のためのシステム改善等といった総合的な安全向上のための施策を推進する。	23
旅客船事業におけるヒューマンエラー事故防止対策調査の実施	「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」及び「旅客船事故原因分析検討会」の検討結果を受け、ヒューマンエラー事故の最小化を図るための学識経験者・運航実務者等による具体的調査検討を行う。	0.1
トラック事業者と荷主が協働した安全運行の推進(安全運行パートナーシップの実現)*	トラック輸送に係る安全対策を一層推進するため、荷主や運送事業者による個別の安全施策のみならず、荷主から荷受人に至る物流を一体と捉えた安全輸送を実施するうえでの問題点を調査分析し、改善方策を検討する。	0.1
海事における運航労務監査・指導体制の強化	船舶の航行の安全確保を図るため、運航労務監理官が旅客船及び貨物船の運航管理や船員の労働条件などの監査・指導を効率的かつ効果的に実施する体制を整備する。	0.8
ILO海事統合条約の執行体制の整備	船員の労働及び生活条件に関するグローバルスタンダードを確立し、船舶の航行の安全確保を図るため、ILO(国際労働機関)において新たに採択される船員の労働条件及び生活条件に関する海事統合条約に基づくポートステートコントロールの実施体制等を整備する。	0.1
船舶検査高度化・安全管理普及促進	船舶検査等執行体制の充実強化を図るため、船舶検査部門におけるISO9001に準拠した品質管理システムを確立する。また、内航分野の安全向上を図るため、内航旅客船事業者等に対し講習会を開催する等ISM(国際安全管理規則)認証制度の普及・啓蒙を実施する。	0.3
交通従事者等に対する安全意識向上のための啓発活動の実施	陸・海・空の公共交通の安全を確保するため、第8次交通安全基本計画に係る各地方ブロック別説明会の開催や、「年末年始の輸送安全総点検」の実施に合わせた交通従事者等に対する安全輸送に係る意識向上のための普及・啓発を行う。	0.1
人材育成等の港湾保安総合向上化事業の推進	港湾保安対策の確実な実施を確保し、さらにその質を向上するため、埠頭保安管理者・埠頭保安要員を対象とした保安研修制度を確立・支援し、港湾保安に関する人材育成を推進する。	0.2

環境		
自動車運送事業者の取組みによるCO ₂ 排出量削減効果を評価するプログラムの構築	自動車運送事業者における効果的な省エネ対策の実施を支援するため、低公害車の導入、エコドライブの推進等の運送事業者の取組みによるCO ₂ 削減効果の評価が可能となる評価プログラムを構築する。	0.6
地球温暖化による異常気象リスク軽減のための情報強化*	異常気象解析装置を整備し、地球温暖化により増加する異常気象のリスク軽減を図るため、2週間先の異常天候の発生・終息を予測する「異常天候早期警戒情報」及び、地域ごとの異常気象発生の危険度を表した「異常気象リスクマップ」を作成する。	0.5
地球温暖化に関する地球観測連携促進体制の整備	地球観測サミットを受けて策定された「地球観測の推進戦略」及び京都議定書発効を受けて策定された「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、地球温暖化に関わる現象の解明及び予測の精度向上を図るため、環境省と連携して地球観測を推進する体制を整備する。	0.2
下水道高度処理の推進(国庫補助対象範囲の拡充等)	「高度処理共同負担事業」の活用により、高度処理を行う他の地方公共団体の費用の一部を負担し、自らの窒素又はリンの削減目標を達成する終末処理場については、その処理区域に係る污水管きよの整備に対する国庫補助対象範囲を拡充し、「自ら高度処理を行う場合」の国庫補助対象範囲を適用する。	736
活力		
スーパー中枢港湾プロジェクトの推進*	スーパー中枢港湾の約7割のコンテナを取り扱っている埠頭公社ターミナルにおいて、管理運営効率化を図るための支援制度を創設するとともに、港湾ターミナルと貨物鉄道ターミナル間の横持ち及び積み替えの円滑化を図るため、臨港鉄道の積替施設整備に対しての補助制度を創設する。	385
東アジア準国内物流システムの構築*	増加する対東アジア貨物の海上輸送と他の輸送モードとの円滑な接続を図るため、シャーシ等の蔵置機能を有する施設や小口貨物の一時保管機能を有する施設の整備、高度荷さばき施設等が集積した物流結節点(港湾ロジスティクス・ハブ)の整備を支援する制度を創設する。	5.0
利便性と安全性の高いフェリー等複合一貫輸送システムの実現*	利便性と安全性の高いフェリー等複合一貫輸送システムを構築するため、内貿ターミナルの整備を促進するとともに、内航フェリーターミナル等における監視施設等の整備を支援する制度を創設する。	65
内航海運の効率化等に資する新技術実用化支援制度の創設*	海上輸送システムの一層の改革・向上を図るため、内航船建造の担い手である中小造船事業者等に対する、鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じた内航効率化等新技術の実用化のための支援(一番船等の設計、信頼性向上等に係る費用)制度を創設する。	1.0
海上高速交通システム実用化のための調査の実施	超高速船の実用化のための事業環境を整え、安全・効率的な海上高速交通システムの実現を図るため、超高速船の安全運航等に関する各種データを収集し運航信頼性・安全性等についての検討を実施する。	0.8
連続立体交差事業の拡充(生活道路の対象への追加、無利子貸付制度の創設等)*	開かずの踏切などの踏切除却を早期に推進するため、連続立体交差事業について、歩行者交通等の多い生活道路の踏切を採択基準に追加するとともに、無利子貸付制度の創設、立替施行者の拡大による制度拡充を図る。	238 の内数

公共交通の利用円滑化に関する取組みの促進 *	NPO等地域住民の団体等の主体的な参画、駅など交通結節点における関係者の協力・連携等多様な関係者の協働による公共交通の維持・改善に関する取組みを促進するため、公共交通利用円滑化に関する支援制度を新たに創設する。	1.2
訪日外国人をはじめとする観光客の旅行環境整備事業の推進(総合的な観光情報提供の促進)	訪日外国人を含めた地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、関係者からなる総合的なマネジメント組織が策定する観光情報の提供に関する整備方針に基づき、案内標識、観光案内所、IT機器、ガイドブック、観光ガイド等様々な観光情報提供手段が一体的に機能するような観光情報提供システムを構築するための実証実験を行い、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。	0.8
ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業の推進	政府のバリアフリー化推進要綱や国土交通省のユニバーサルデザイン政策大綱において、観光地のバリアフリー化をはじめとした施策の推進が当面の重点的な取組みとして位置付けられていることを踏まえ、特に移動制約者への対応に重点を置いて、送り手側である旅行会社の対応と受け手側である観光地の双方について、ハード・ソフト両面における今後の取組みの方向性について調査検討を行う。	0.1
通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対するスキルアッププログラムの策定 *	有資格通訳ガイドの知識・能力の底上げ及び外国人旅行者による個々の通訳ガイドの技能レベルの判定の容易化により、有資格通訳ガイドが外国人旅行者のニーズに適切に対応したサービスを提供することを促し、外国人旅行者の受入れ環境の更なる改善を図るため、最新のニーズ動向を反映した標準的なスキルアッププログラムを策定し普及を図る。	0.2
カーナビ等を利用した来道外国人旅行者等のための情報提供システムの構築	外国人観光客の受入れ拡大に資するため、地上デジタル放送等を活用して、北海道を訪れる外国人観光客等がカーナビ等の携帯端末を通じて、地図情報をはじめ観光、防災情報等の様々な地域情報を必要な時に多言語で入手可能とする自立移動支援システムを構築するための調査・検討を行う。	1.3
住まいの安心確保のための地域ごとの相談体制等の整備 *	悪質リフォーム、アスベストによる健康被害、構造計算書偽装等の問題に対応し、消費者が安心して住宅を取得し、適切なリフォームを実施できるよう環境整備を図るため、地域ごとのきめ細かな相談体制等の整備を支援する。	2.0
共通の政策課題		
宅地建物取引業免許等電子申請システムの構築 *	宅地建物取引業に係る免許等手続きについて国と都道府県が共に使用できる電子申請システムを構築し、行政事務の効率化等を目指すとともに、民間事業者の利便を図る。	1.0